

国立大学法人秋田大学医学部附属病院医療安全監査委員会規程

平成 28 年 11 月 28 日

規則第 283 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 23 第 1 項第 9 号の規定に基づき、秋田大学医学部附属病院医療安全監査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

(1) 医学部附属病院（以下「本院」という。）における医療安全管理責任者、医療安全管理部、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等に係る業務執行の状況に対する監査

(2) 監査結果に基づいた、学長及び病院長に対する是正措置に係る意見の表明

2 委員会は、監査の実施に当たって、病院長に本院の業務状況の報告を求めることができるほか、実地で確認を行うことができる。

3 委員会は、第 1 項に掲げる業務について、その結果を公表するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、学長が委嘱する。

(1) 学長が指名する理事又は副学長 1 名

(2) 医療に係る安全管理に関する識見を有する者 1 名

(3) 法律に関する識見を有する者 1 名

(4) 医療を受ける立場の者（医師その他医療従事者以外の者） 1 名

(5) その他学長が必要と認める者

2 委員の過半数は、学外委員とし、かつ、本院と利害関係を有しない者とする。

3 第 1 項第 2 号から第 5 号までの委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、学長が指名する学外委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した学外委員がその職務を代行する。

(会議)

第 5 条 委員会は、年 2 回以上開催するものとする。

2 委員長は、学長の求めに応じ、臨時に委員会を開催するものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、委員長が特に必要と認める場合は、委員会を開催することができる。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、医学系研究科・医学部総務課及び医事課の協力を得て、総務企画課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。